

いばらき

「(仮称)茨城県新たな文化的施設」正式名称決定!!

「茨城県文化交流会館」

愛称募集

最優秀賞 賞金

10万円

茨城県総合福祉センター
「ゆうゆう館」

募集期間

5.15 (木)

~

6.30 (月)

役場本庁舎

2026年9月OPEN予定
茨城県文化交流会館

あなたのアイデアが、
施設の愛称に!!

- ◆ 応募資格 町内に在住、在勤または在学の方
- ◆ 賞及び副賞 最優秀賞1点 賞状、賞金10万円
※ 最優秀賞を愛称として採用します。
- ◆ 応募方法 インターネット、窓口、FAX、メール、郵送
- ◆ 発表方法 受賞者には令和7年9月上旬(予定)までに通知を発送します。



応募詳細は町ホームページ (<https://x.gd/56Zhp>) または
5月8日配布のチラシ(「茨城県文化交流会館」愛称募集)をご覧ください!

【申込・問合せ先】生涯学習課 ☎ 029-240-7122(直通)

茨城県公式SNSで情報発信中!

▶ 町公式
LINE



▶ 町公式
X



▶ 町公式
Instagram



災害に備えて「自助」「共助」

大雨や台風による土砂災害・浸水害などが心配される時期となりました。災害に対しては、「自助」「共助」「公助」の3本の柱で備えることが重要です。

特に、災害発生直後の身の安全に直結するのは「自助」「共助」です。大雨・台風シーズンに向けて、事前の備えを心がけ、災害発生時に備えましょう。

ハザードマップを確認しましょう

洪水や土砂災害に対して町が発する避難指示等は、原則、ハザードマップの区域内の方が対象です。災害発生時に落ち着いて対応できるよう、ハザードマップで、ご自宅などが浸水想定区域や土砂災害想定区域に該当するかを必ず事前に確認しておきましょう。



茨城町防災関係各種マップ

ハザードマップのほかに、避難所一覧等を掲載しています。



我が家のタイムラインを作成しましょう

近年、台風などによる記録的な大雨が全国各地で相次ぎ、大規模な水害や土砂災害が発生しています。茨城県内でも、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風等の災害発生時に、避難が間に合わず、「逃げ遅れ」となってしまう事案が発生しています。各家庭において、「逃げ遅れ」を防ぐためにやるべきことを確認しておく「我が家のタイムライン」を事前に作成しておきましょう。



茨城町ホームページ「我が家のタイムラインを作ろう」

誰でも簡単にマイ・タイムラインを作成するためのツールを掲載しています。

備蓄品と非常持出品

- ・災害が発生すると、電気、ガス、水道などのライフラインが使えなくなったり、物流が機能しなくなったりするおそれがあります。最低でも3日間、できれば1週間程度の食料・飲料水を家庭で備蓄しておきましょう。
- ・いつでも持ち出せるように、下の表を参考に、あらかじめ非常持出品をリュックサックなどに詰めておきましょう。重さの目安は、男性で15kg、女性で10kgです。

【非常持出品チェックリスト（一例）】

備蓄食料	<input type="checkbox"/> 乾パン <input type="checkbox"/> 缶詰 <input type="checkbox"/> アメ・チョコレート <input type="checkbox"/> 飲料水(目安:1人1日3ℓ) <input type="checkbox"/> インスタント・レトルト食品
貴重品	<input type="checkbox"/> 現金(公衆電話用の10円玉含む) <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 家の鍵 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 緊急時の連絡先リスト
避難用具	<input type="checkbox"/> 懐中電灯(1人1台) <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 乾電池・モバイルバッテリー <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災ずきん <input type="checkbox"/> 上履き <input type="checkbox"/> 防寒着 <input type="checkbox"/> 雨具
救急用具	<input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 持病の薬・常備薬・サプリメント <input type="checkbox"/> お薬手帳・処方箋のコピー
生活用品	<input type="checkbox"/> 衣類 <input type="checkbox"/> ライター・マッチ <input type="checkbox"/> ティッシュ <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 軍手・ゴム手袋 <input type="checkbox"/> ガムテープ
衛生用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 手指消毒液・ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> タオル

による防災対策を！！

安否確認・安全確保の協力

自分の安全が確保できたら、無理のない範囲で近隣の方々との安否確認と安全確保に協力しましょう。

地域での話し合い・自主防災組織の立ち上げ

- ・地域で防災対策を話し合い、災害時の役割分担や行動ルールを決めたり、避難時の支援が必要な方を把握するなど、協力体制を整えましょう。
- ・自主防災組織を立ち上げ、連絡体制を整備するなど、地域の防災体制を強化しましょう。
※町では、行政区を対象に自主防災組織結成のための支援を目的とした補助金制度を創設しています。

- 詳細については、総務課までお問い合わせください。
- ・防災士は、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証する資格です。県では、地域における防災の担い手を育成するために、「いばらき防災大学」を開講しており、修了者は防災士試験の受験資格が得られます。町の推薦があれば、優先して講座を受講できます。
※詳細については、県防災・危機管理課または町総務課までお問い合わせください。

自主防災組織補助金制度について



いばらき防災大学について(県HP)



気象庁が発表する気象情報

種類	大雨・台風時の主な警報・注意報	内容
注意報	大雨、洪水、強風、雷	災害が発生するおそれがある。
警報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風	重大な災害が発生するおそれがある。
特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風	重大な災害が発生するおそれが著しく大きい。

警戒レベルと町などが発令する避難情報等

災害時には、町が発令する避難情報などに注意し、**警戒レベル4(避難指示)までに必ず避難しましょう。**

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	発令元
警戒レベル5(黒)	緊急安全確保	既に安全な避難ができず、命が危険な状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	町
警戒レベル4(濃い紫)	避難指示	速やかに避難先へ避難しましょう。避難場所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	町
警戒レベル3(赤)	高齢者等避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	町
警戒レベル2(黄)	洪水注意報 大雨注意報等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	気象庁
警戒レベル1(白)	早期注意情報	気象情報を確認するなど、災害への心構えを高めましょう。	気象庁

(注) 各種情報は、状況が急変することもあり、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。
町は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行います。必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が発令されるわけではありません。



【問合せ先】 総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125 (直通) 気象庁HP

災害時に支援を必要とする人々を地域で支えよう

避難行動要支援者支援制度について

防災・減災につなげるため、町では「避難行動要支援者支援制度」による取り組みを進めています。

この制度は、避難行動要支援者（高齢者や障がい者等のうち、災害時、特に支援が必要な方）が地域の中で必要な支援を受け、安心して暮らすことができる地域をつくることを目的としています。町は、避難行動要支援者の名簿を作成し、本人の同意を得て、避難支援等に携わる関係者に名簿を提供します。

これにより、各地域において「災害時に支援が必要である」ということが相互に共有され、安否確認や避難所への誘導など、支援が受けやすくなります。

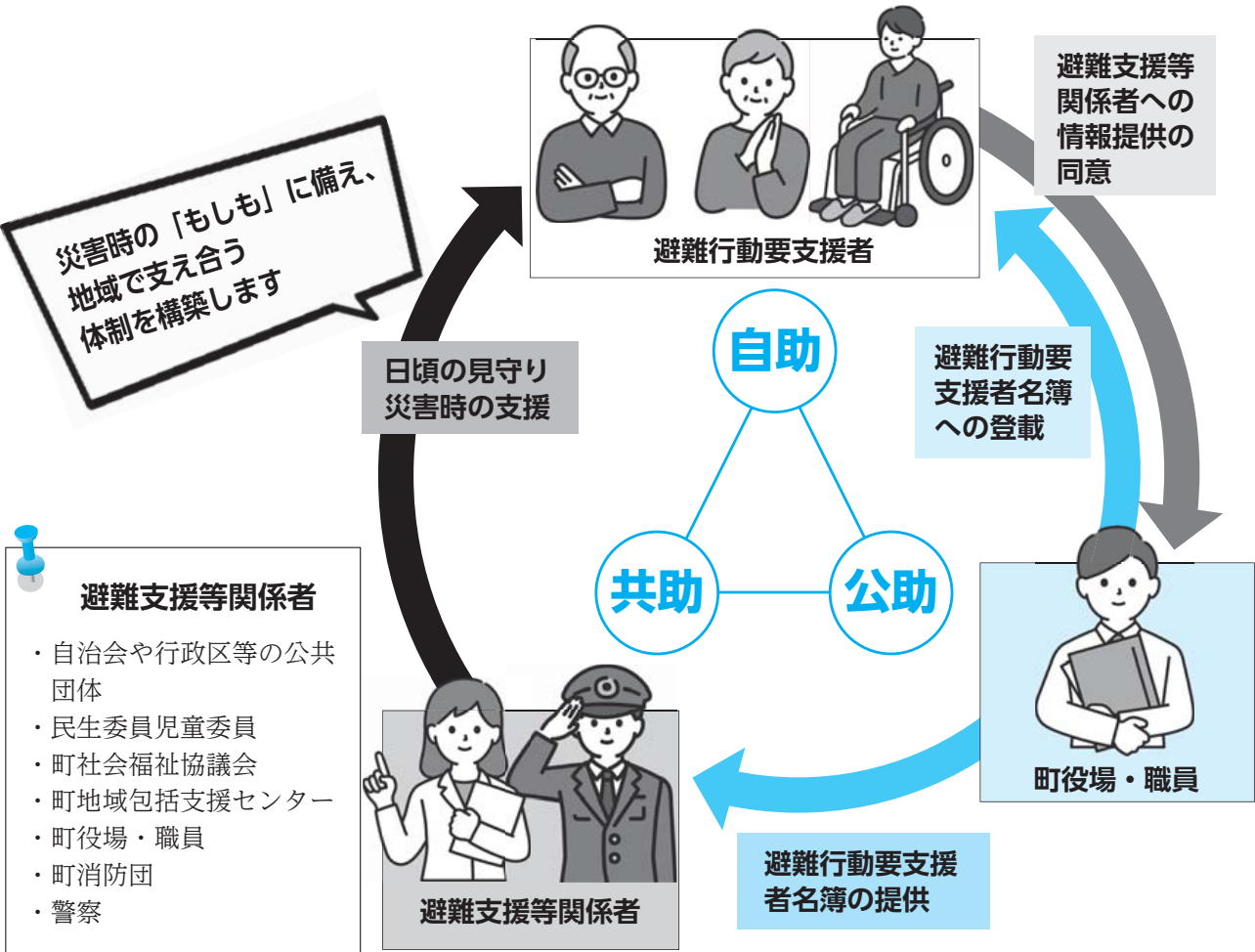
本制度の利用をご希望の方は、社会福祉課（1階2番窓口）にて申請を受け付けています。



避難行動要支援者支援制度の対象となる方

自ら避難することが困難で、次の要件に該当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方
- ・65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ・介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護3以上の方
- ・身体障害者手帳1・2級に該当する方（心臓・じん臓機能障害のみで該当する方は除く）
- ・療育手帳④・Aをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちのひとり暮らしの方
- ・難病患者の方



【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

防災情報を確認するには

防災行政無線テレホンサービス

☎ 0800-800-8848（通話料無料）

過去48時間以内の放送内容を確認することができます。自動音声で、新しいものから順番に流れます。

登録制メール配信サービス

※メールアドレスの登録が必要です!!

防災行政無線が聞き取りにくい、町外に出かけている間の放送内容も知りたい、といった場合に対応するため、**放送と同時に放送内容をメールでお知らせしています**。また、防災行政無線の放送内容のほかにも、町のイベントなどの情報を随時配信しています。

二次元コードから登録する方法	空メールを送信して登録する方法
①メールアドレスを入力し「登録」 ②必要事項を入力し「登録」	①townibaraki@j.bmb.jpに空メールを送信 ②折り返しメールが届いたら、メール内のURLにアクセス ③必要事項を入力し「登録」

※迷惑メールの受信拒否設定をされている方は、メールが受信できない場合がありますので、以下メールアドレスのドメイン（@マーク以降の部分）を指定して受信できる設定に変更してください。

指定するドメイン：「@j.bmb.jp」と「@town.ibaraki.lg.jp」

ご不明な点は、ご利用の携帯ショップにお問い合わせください。

茨城町公式LINE

防災行政無線の放送内容や各種災害情報をリアルタイムで確認できます。その他にも、暮らしに役立つ情報を発信しています。ぜひ、友だち追加をよろしくお願いいたします。



友だち追加はこちら

その他

町や気象庁のホームページなどを活用し、積極的に情報を取得しましょう。

<p>茨城町ホームページ 「茨城町防災ポータル」</p> <p>防災情報や災害時の避難情報を発信しています。</p>	<p>茨城町公式X（旧Twitter）</p> <p>災害が想定される際は、防災情報も発信しています。</p>
<p>茨城県防災情報メール</p> <p>市町村単位の気象・避難情報等をメールで発信しています。</p>	<p>水戸地方気象台ホームページ</p> <p>気象・警報等に関する詳細な情報を見ることができます。</p>
<p>茨城県土木部 雨量・河川水位情報</p> <p>雨量・河川の水位などの観測情報を見ることができます。</p>	

【問合せ先】 総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125（直通）

家族介護用品支給事業の利用について

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族に対し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要なおむつやその他の用品を購入する際の費用を一部補助します。

- ▶ **支給対象者** 65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度で、要介護4または5の認定を受けている方を月に15日以上在宅で介護している家族であって、高齢者及び介護者ともに茨城町内に住所を有する方。
- ▶ **支給額** ①非課税世帯 月額 5,600円以内 ②課税世帯 月額 4,000円以内
※世帯とは、住民基本台帳を基本とします。介護者が別世帯の場合は、介護者の世帯も含まれます。
- ▶ **補助対象介護用品** 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤(液体、泡タイプ)、お尻拭き、からだ拭き
- ▶ **利用店** 次の町指定業者で購入して頂きます。
①みずず薬局 石崎店(上石崎) ②カワチ薬品 茨城町店(長岡)
③カワチ薬品 桜の郷店(桜の郷) ④コスモ調剤薬局こづる(小鶴)
⑤ツルハドラッグ水戸南店(長岡) ⑥ツルハドラッグ茨城桜の郷店(桜の郷)
⑦DCM 茨城町店(長岡)
- ▶ **利用券の返却** 支給対象者が、介護度の変更・入所・入院・転出等により対象要件に該当しなくなったときは、介護用品利用券を返却してください。
- ▶ **更新申請** 毎年6月に更新申請があります。前年度利用者には申請書を送付いたしますので引き続き利用を希望する場合には、申請してください。
・申請受付期間：**6月11日(水)まで**
・申請場所：長寿福祉課(1階3番窓口)で申請してください。
・持参するもの：介護保険証、申請に来る方の身分証明書

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)

消費生活センター

子どものオンラインゲーム課金 ～子どもと一緒に対策を！～

多くのオンラインゲームは、ゲーム自体は無料でも、アイテムやキャラクターの獲得にお金がかかる仕組みになっています。子どもがスマホやタブレットでゲームをする際に、お金を使っている認識がないまま課金してしまい、いつの間にか何万円も使っていたという保護者からの相談が増えています。

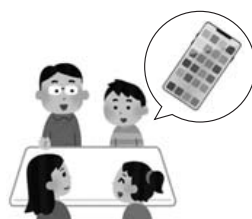
子どもたちがトラブルに巻き込まれないためにも、オンラインゲームをする際のルールを決めるなど、日ごろから子どもと一緒に対策を考えましょう。

相談事例

◆小学生の息子が母親名義のスマホを使用している。通信料が高額なので内訳を調べると、息子がオンラインゲームで5万円も課金していた。返金を申し出ることは可能か。

⚠️トラブルに遭わないために

- ・子どもに持たせるスマホは**ペアレンタルコントロール機能**を利用して、保護者がアカウントを管理しましょう。
- ・古いスマホを渡すときは**クレジットカード情報などを削除**する、保護者のスマホを貸すときは**ユーザーログアウトを徹底**するなどの対策をしましょう。
- ・保護者のアカウントに**決済完了メールが届くように設定**し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。
- ・オンラインゲームをするときは、子どもと一緒に話し合い、ルールを決めましょう。
- ・**保護者の同意のない未成年者契約は取り消しができる**場合があります。早めに相談しましょう。



困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690 (直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)
消費者ホットライン ☎188(局番なし)

高齢者世帯対象

特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた「電話機等」の購入経費の一部を補助します。

■補助金を受けられる方(補助対象者)

- 下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限りです。
- ①茨城町に住所を有し、現に居住されている方
 - ②令和7年度中において、満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方
※同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は、対象外となります。
 - ③町税等を滞納していない方

■対象となる電話機等

- 次のいずれかの機能をもつ**固定電話機**、または**固定電話機に接続して使用する機器**
- (1) **通話録音装置** 電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
 - (2) **着信拒否装置** 指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。

■補助金額

購入・設置費用の5分の4(上限10,000円、100円未満は切り捨て)
(例) 12,500円で購入・設置(消費税込み)
12,500円×4/5=10,000円
補助額 10,000円、個人負担費用は2,500円



- **申請方法** 電話機等の購入前に、秘書広聴課へ申請をお願いします。
※すでに購入したものは対象となりません。

〈申請時に必要なもの〉

- ①特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②購入予定機器の機能が確認できる書類の写し(カタログ等)
- ③購入予定額を確認できる書類(見積書等)
- ④町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書(様式第2号)
- ⑤印鑑

代理申請の場合は、①～⑤に加えて

- ⑥委任状(様式第3号)
 - ⑦代理の方の本人が確認できる身分証明書(運転免許証等)
- ※上記申請書類は、秘書広聴課で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

- **申込期限** 6月30日(月)
※閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分(郵送のみ締切日当日消印有効)
※申請多数の場合、抽選となります。
- **申込方法** 郵送または窓口にて受付
- **受付窓口** 秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ(2階 12番窓口)

【問合せ先】 秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ ☎ 029-291-8802 (直通)
FAX 029-292-6748

エクササイズ教室参加者募集

健康増進課では、運動習慣を身につけて、いつまでも若々しいところと体を保つためのエクササイズ教室を実施します。無理なく楽しく体を動かして、ところと体を健康に保ちましょう！

【実施内容等】

コース名・日時	運動内容	定員・対象※	場 所
① チューブバンドトレーニング Aコース 月曜 13:15~14:15	チューブバンドを使用した筋トレです。体を鍛えたい方、メタボ予防におすすめです。	各20名 (年度末年齢 40~74歳の方)	茨城町総合福祉 センター ゆうゆう館2階 娛樂室
② チューブバンドトレーニング Bコース 月曜 14:35~15:35	運動量 ★★☆☆☆		
③ チューブバンドストレッチ Aコース 金曜 9:30~10:30	チューブバンドを使用した簡単なストレッチです。これから運動を始める方、無理なく運動を続けたい方におすすめです。	各20名 (年度末年齢 65~74歳の方)	
④ チューブバンドストレッチ Bコース 金曜 10:50~11:50	運動量 ★☆☆☆☆		

※ただし町に住民票のある方で、医師から運動制限されていない方。

※年齢基準日は令和8年3月31日となります。今年度に対象年齢外になる場合は、参加できませんのでご了承ください。

【実施期間】 令和7年6月23日(月)~12月15日(月) 毎週月曜日又は金曜日(全16回)
(コースにより異なるため、詳細日程は参加者の方に後日通知でお知らせします。)

【募集方法】 いばらき電子申請・届出サービス、もしくは、窓口にて申請書に必要事項を記入し、健康増進課へ提出してください。
※申請書は健康増進課窓口や町のホームページにあります。
※申込者が多数の場合には、昨年度エクササイズ教室に参加されていない方を優先とし、それでも多数の場合には抽選といたします。



いばらき電子申請の方は
こちらから

【募集期間】 令和7年5月19日(月)~5月30日(金) 正午

【参加費用】 2,000円
※初回の教室で納入してください。



【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)

桜の郷コミュニティセンター

のご利用について

桜の郷コミュニティセンターは、町民の皆さまの交流活動や地域のコミュニティ活動などに活用いただくため、諸室の貸し出しを行っています。

【施設の名称及び所在地】

桜の郷コミュニティセンター
「桜の郷コミセン」で覚えてくださいね♪
(茨城町桜の郷 3114-9)



<集会室1>

【開館及び閉館時間】

午前8時30分 ~ 午後5時

【休館日】

毎週月曜日及び木曜日
※月曜日及び木曜日が国民の祝日にあたる場合は、その翌日が休館日となります。



<集会室2>

【各諸室の使用料】

諸室名	時間帯別使用料	
	午前	午後
集会室1	2,000円	2,000円
集会室2	1,000円	1,000円
調理室	2,200円	2,200円
和室	800円	800円
全室	5,000円	5,000円

※諸室の利用時間は、午前は9時から12時30分まで、午後は1時から4時30分までとなります。

<調理室>



フリースペースのご利用について

学習や少人数での打ち合わせのためのフリースペースを開放しています。皆さまお気軽にご利用ください！



NEW!



- ・フリーWi-Fiが入りました。諸室やフリースペース利用の際にお使いください！
- ・自動販売機を設置しました！
- ・桜の郷コミセンで、図書館の本が返却できるようになりました。詳しくは、下記までお問い合わせください。



詳しくは桜の郷コミュニティセンターまたは秘書広聴課までお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城町桜の郷コミュニティセンター ☎ 029-219-0044
秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ ☎ 029-291-8802(直通)



茨城町難病患者見舞金支給制度

茨城町では、難病にり患した方の福祉の増進を図るため、見舞金を支給しています。支給を受けるには、毎年申請が必要です。

▶対象者

- 次の要件を全て満たす方
- ・茨城町に住所を有する方
- ・茨城県から指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方
- ・生活保護を受けていない方

▶支給額

- 年額 20,000円（年1回の支給）
- ※他市町村で支給を既に受けている方は対象になりません

▶申請について

- 申請に必要なもの
- ・茨城県指定難病特定医療費受給者証（申請時に有効なもの）
- ・本人または保護者の振込先の口座情報が確認できるもの（口座番号確認のため写しをいただきます）
- ・本人確認ができるもの（運転免許証等）
- 代理の方が申請する場合
- ・代理の方の身分証明書

▶申請期間

- 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火) ※土・日曜日、祝日は除く

▶申請窓口

- 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

【申請・問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

在宅重度心身障害児福祉手当のご案内

在宅の障がい児を介護する家庭の経済的援助を図るために、20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に手当を支給する制度です。

▶対象者

心身に重度の障がいを有する在宅の20歳未満の障がい児を養育している保護者

<支給対象になる障がいの程度>

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級に該当するもの または 4級に該当するもののうち、下肢に障がいを有するもの
- ・療育手帳 ④、A、B に該当するもの

※ただし以下の場合には該当になりません。

- ・障がい児が施設に入所しているとき
- ・障害児福祉手当を受給しているとき
- ・保護者の前年度の所得が一定以上の場合

▶手当の内容

- ・手当額 月額 3,000円
- ・支給月 3月、9月の年に2回

【申請・問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

令和7年度

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 のご案内

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給されます。

○手帳等による等級の目安

1級（重度）

- ▶手当額 **56,800円／月**
- ▶対象 身体障害者手帳がおおむね1・2級（内部疾患は例外があります）
- 療育手帳が④、A
- 精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

2級（中度）

- ▶手当額 **37,830円／月**
- ▶対象 身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）
- 療育手帳がおおむねB
- 精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

○支給方法

- 年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。
- ※次のいずれかに該当する場合には支給されません。
- ・受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合。
- ・児童及び父、母又は養育者が日本国内に住んでいないとき。
- ・児童が障がいによる公的年金を受けることができるとき。
- ・児童が児童福祉施設に入所しているとき。（親子入所を除く）



特別障害者手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

▶手当額 **29,590円／月**

▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

- ※重度の介護認定（要介護4～5など）を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の対象となる場合があります。
- 次のいずれかに該当する場合には支給されません。
- ・受給資格者及び扶養義務者の前年度の所得が一定額以上の場合。
- ・福祉施設等へ入所しているとき。
- ・病院等に3か月を超えて入院しているとき。

障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がい重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。

▶手当額 **16,100円／月**

▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

- 次のいずれかに該当する場合は支給されません。
- ・受給資格者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合。
- ・福祉施設等へ入所しているとき。

所得状況届、現況届の提出について

手当の支給要件を確認するために、特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届の提出が必要になります。また、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は現況届の提出が必要となります。対象者には通知を送付しますので、毎年8月12日～9月11日の期間中に手続きをお願いします。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助希望者を募集します

町では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方を対象に「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣及び耐震改修費の補助を実施しています。

耐震診断士派遣事業

耐震診断士派遣事業とは、町内の木造住宅の所有者が耐震診断を受ける場合、耐震診断士を派遣して派遣費用の一部を補助している事業です。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方
対象となる住宅	☆次に掲げる 全ての要件に該当すること ①町内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅以外の用途の床面積が半分未満のもの） ②丸太組構造及び型式適合認定によるプレハブ工法以外により建てられたもの ③階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの ④昭和56年5月31日以前に適法に着工されたもの ⑤東日本大震災により被災した住宅で、罹災証明が半壊以上でないもの
申込期間	6月2日(月)から10月31日(金)まで 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※土・日・祝日を除く
診断費用	申込には自己負担額として2,000円がかかります

耐震改修設計と耐震改修工事

耐震改修設計とは、耐震診断士等が診断した結果から、補強するための設計書を作成することをいいます。

耐震改修工事は、その設計書を基に、基礎や土台、柱、筋交い、梁、壁等を補強する工事のことをいいます。

申込資格	木造住宅の所有者兼居住者で、町税等を滞納していない方	
対象となる住宅	☆次に掲げる 全ての要件に該当すること ①耐震診断士派遣事業の対象となる住宅の 全ての要件 に該当すること ②設計を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもの ③工事を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもので、改修工事により上部構造評点が1.0以上になるもの ④令和8年2月末日までに設計または工事が完了するもの	
申込期間	6月2日(月)から8月29日(金)まで 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※土・日・祝日を除く	
補助金額	耐震改修設計 設計に要する費用の 3分の2 (限度額：100,000円)	耐震改修工事 工事に要する費用の 23% (限度額：230,000円)

補助件数と申込受付

補助件数
 耐震診断士派遣事業 2戸
 耐震改修設計 1戸
 耐震改修工事 1戸
 (全て先着順となります)

申込受付及び問合せ先

申込受付
 茨城町役場1階 都市整備課(10番窓口)

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116

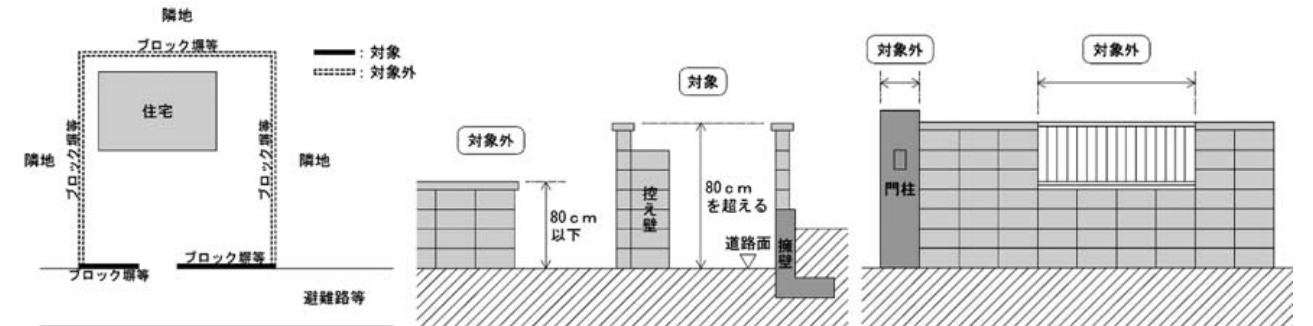
危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します

町では、地震発生時における危険なブロック塀等の倒壊を未然に防止し、通行者の安全を確保するために、避難路等に面するブロック塀等を解体する費用の一部を補助しています。

▶対象となるもの(次の条件を全て満たすもの)

- ・避難路等※に面したものであること
- ・令和7年12月末までに工事が完了すること
- ・危険ブロック塀等に該当すること(道路面からの高さが80cmを超える組積造又はコンクリートブロック塀で、町による事前調査で危険と判断されたもの)

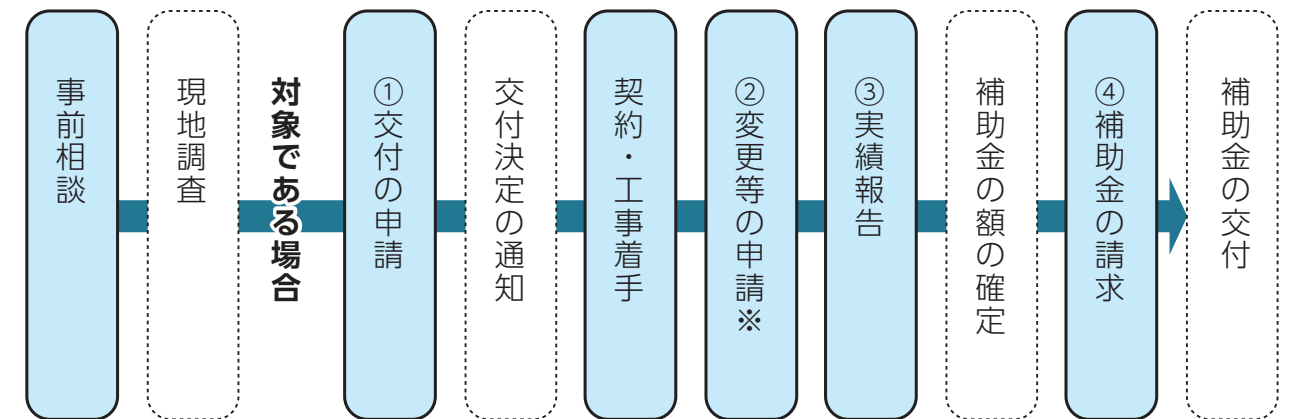
※「避難路等」とは、茨城町地域防災計画に定める緊急輸送道路または通学路を指します。



▶補助金額(下記のうちいずれか低い額で最大10万円)

- (1)補助対象経費の3分の2
- (2)撤去するブロック塀等の延長(m) × 15,000円 × 3分の2

▶手続きの流れ



※変更等の申請は、申請内容に変更があった場合のみ。

■ : 申請者が行う手続き
 □ : 町が行う手続き

- ▶申請方法 町ホームページからダウンロード、または都市整備課の窓口で配布する申請書に必要事項を記載し、町都市整備課の窓口まで持参してください。
 ※申請には一定の基準がありますので、都市整備課(1階 10番窓口)までお問い合わせください。
- ▶申請期間 令和7年6月2日(月)から8月29日(金)まで
 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※土・日・祝日を除く
- ▶補助件数 3件(先着順となります)

【申込受付・問合せ先】

茨城町役場1階 都市整備課(10番窓口) 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116



認定こども園

6月

長…長岡幼稚園 ま…まさみ幼稚園 飯…飯沼こども園
さ…さくらこども園 い…いばらき幼稚園 中…いばらき中央認定こども園

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

いばらき幼稚園 ☎0299(2992)0162
 ☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
 ☆おでつないで、親子で一緒に楽しく遊ぼう♪満1歳〜対象
 ☆週末・火曜日 午前10時30分〜11時30分
 ☆平日 午前10時30分〜11時30分
 ☆ベビーマッサー(親子でスキップ)生後2か月〜1歳未満対象
 ☆5回予定 午前10時30分〜11時30分
 ☆その他 園庭開放・子育て相談(毎日) 午前9時〜午後2時
 ※初めてのの方はお問い合わせください。

いばらき幼稚園 ☎0299(2992)0162
 ☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
 ☆トドラーズクラブ 親子で一緒に楽しく遊ぼう♪
 ☆週末・水曜日 午前10時30分〜11時30分
 ☆平日 午前10時30分〜11時30分
 ☆ベビーマッサー 親子でスキップ(生後2か月〜1歳未満対象)
 ☆5回予定 午前10時30分〜11時30分
 ☆その他 園庭開放・子育て相談(毎日) 午前8時〜午後1時
 ※初めてのの方はお問い合わせください。

いばらき幼稚園 ☎0299(2992)0162
 ☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
 ☆室内開放時間 午前8時〜午後6時(月〜金)※予約不要
 ☆月内開放時間 午前8時〜午後1時(月〜金)
 ☆水・木曜日の活動には事前予約が必要です。初めての参加希望の方は、園にお電話ください。2回目以降の方は参加したい日の一週間前(午前9時)から園HPにて予約できます。※5組まで
 ☆製作などの活動は午前10時から行います。
 ☆誕生会は、誕生月のお子様以外も参加できます。

飯沼こども園 ☎0299(2992)6868
 ☆☆要予約の受付 6月2日(月)〜9日(月) 午前10時〜午後4時(電話受付)
 ☆13日(金)25日(水)の2回を遊びほろろ替えタオルビニール袋を持参ください。
 ☆表内①②の活動は同じ内容です。いずれかを希望してください。
 ☆要予約以外の活動は、月齢問わず誰でも参加できます。
 ☆園庭開放・育児相談(看護師等) 2・9・16・23 30日
 ☆育児相談(栄養士等) 5・19・26日

まさみ幼稚園 ☎0299(2992)7111
 ☆園庭開放・子育て相談(毎日) 午前9時〜午後2時
 随時実施しております。お気軽にご相談ください。
 ☆予約は、6月2日(月)午前9時から受け付けます。
 ☆表内☆印は、同じ内容の活動を行います。いずれかを希望してください。
 ☆活動は午前10時から行います。
 ☆詳しくはPを覗いてください。お問い合わせは電話またはメールP内にあります。

長岡幼稚園 ☎0299(2992)4019
 ☆活動時間 午前10時〜11時
 ☆うさぎ組(室内)の開放時間 各活動日の午前9時〜午後1時
 園庭開放 各活動日の午前9時〜午後2時
 予約不要(町内在住の方。おやつ・昼食を持参のご参加も歓迎します。
 ☆おむつ換えやベッドをご利用の方は、衛生上バスタオルをお持ちください。
 ☆駐車場は、長岡小学校下をご利用ください。
 ☆育児相談を随時実施中です。お気軽にお声掛けください。
 ☆つくごあそびの活動は、チラシを(覧)のうえ材料をお持ちください。

防災行政無線などを用いた 情報伝達訓練(試験放送)を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)※を用いた訓練で、町内の防災行政無線屋外スピーカーや防災ラジオ、登録制メール配信サービスなどでお知らせします。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて国が瞬時にお伝えするシステムです。

- (1) 訓練実施日時 令和7年5月28日(水) 午前11時頃
- (2) 訓練で行う放送試験 町内の防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

- 【放送内容】**
- 上りチャイム音
 - 「これは、Jアラートのテストです。」×3回
 - 「こちらは、防災いばらきです。」
 - 下りチャイム音



【問合せ先】 総務課 ☎029-240-7125 (直通)

令和7年度 茨城町住宅リフォーム資金助成事業

町では、町内の施工業者を利用して自己用住宅のリフォーム工事を行う町民の方に対して、その工事金額の一部を助成します。申請方法や添付書類等は都市整備課までお問い合わせ下さい。

- ▶助成対象者の要件
- (1) 町内に住民登録をしており、リフォームを行おうとする個人住宅を所有し、申請時においてその住宅に3年以上居住していること。事務所・店舗併用住宅は、個人の住居部分のみ。アパート、貸家は除く。
 - (2) 申請時において、町税等、その他町に対する債務を滞納していないこと。
 - (3) 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない方。

- ▶助成対象リフォーム工事
- (1) 町内に住所を有する業者に依頼して、消費税を含んだ総額が100万円以上の工事。
 - (2) 助成対象工事は住宅の外装・内装工事、建具工事、住宅設備工事等。
 - (3) 申込み後、町より助成認定通知書が送られた後に工事を開始し、翌年2月末日までに終了する工事(既に着工している、もしくは工事完了済の住宅は対象になりません)。
 - (4) 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金等の交付を受けていない住宅。
- ※助成の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても助成の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。
- (例) 物置や車庫等の別棟工事、家電製品等の備品購入や取付け、門扉や塀等の工事、造園工事、シロアリ駆除等防虫工事、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽接続のための屋外配管工事 等

- ▶受付期間 5月15日(木)～6月13日(金)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く
- ▶募集件数 20件
ただし募集件数を超える申込みがあったときは、抽選により助成対象者を決定します。
※募集件数に満たなかった場合、再募集は行いません。
- ▶助成額 助成金の額は一律20万円です。

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎029-240-7116 (直通)

2/21(金)

第33回ヤングリーグ春季大会出場 水戸青藍舎ヤング 表敬訪問



(左から)水戸青藍舎ヤング 代田真生監督・小林幸太郎選手・二重作陸斗選手・三塚壮真選手

茨城中央工業団地野球場で活動している硬式野球チーム水戸青藍舎ヤングの選手と監督が中学部の全国大会出場と東関東支部予選会優勝の報告に小林宣夫町長を表敬訪問しました。

全国大会に向けて、小林町長からは「スポーツを通じて、体力、メンタルを鍛えられるのはいいこと。人生の基礎を作っていく。ぜひ頑張ってきてほしい。」と、激励の言葉が送られました。3月29日(土)から開催された第33回ヤングリーグ春季大会では、全力を尽くす姿を見せてくれました。

公共下水道の供用開始区域を拡大しました



茨城町では、公衆衛生の向上や、溜沼など公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を中心として公共下水道の整備を進めています。

今回新たに、1.18haの区域 {令和7年3月31日供用開始：長岡地区} において、公共下水道を使用することができるようになりました。拡大した区域にお住まいの皆様は、公共下水道への早期接続にご協力をお願いいたします。

▶ 公共下水道への接続は3年以内

下水道法では、公共下水道が利用できるようになると、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道へ接続しなければならないことになっています。

▶ 接続工事補助金・融資あっ旋制度をご利用ください

供用開始後3年以内に下水道へ接続される方は、町の支援制度として、接続工事補助金または融資あっ旋がご利用いただけます。(住宅の新築に伴う工事は対象外となります)

詳細は、町下水道課までお問い合わせください。

【問合せ先】 下水道課 公共下水道グループ ☎ 029-240-7127 (直通)

母子家庭等自立促進講習

ひとり親家庭の母親及び父親、寡婦の方を対象に、「介護職員初任者研修」が開催されます。

▶ 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦で全日程出席でき今後就労を希望する方

▶ 期 日 令和7年8月2日～12月13日(土曜日のみ14日間)
8月2・9・16・30日、9月6・13・20・27日、10月11・25日、
11月8・22日、12月6・13日

▶ 時 間 9時～17時(昼休み1時間)

▶ 募集人員 15～20名

▶ 受講料 無料

※テキスト代7,124円及びボランティア保険加入代392円は実費負担となります

▶ 会 場 茨城県母子寡婦福祉連合会 ラーク・ハイツ会議室(水戸市八幡町11-52)

▶ その他 託児サービス有(事前登録)、交通費一部支給(条件有)

▶ 申込期間 令和7年6月1日～7月3日(必着)

【申込・問合せ先】

社会福祉法人 茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター ☎ 029-221-8497

URL <https://www.ibaboren.or.jp>

ひとり親家庭等のお子さんのために

「児童扶養手当制度」をご存じですか

児童扶養手当は、父母等の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対し、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

■ 手当の対象となる児童

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める障害の状態にある児童
- ・ 父または母が生死不明な児童
- ・ 父または母が1年以上遺棄している児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■ 手続きについて ~手続きにはマイナンバーが必要になります~

手当は、こども課で認定請求の手続きを行い、県知事の認定を受けた後、茨城県から支給されます。認定請求に必要な書類は、受給要件によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

この手当は受給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、ご注意ください。

■ 支給額

手当は、申請月の翌月分から支給となります。また、支給額は年度ごとに改定されます。

【令和7年度の児童扶養手当額(月額)】 令和7年4月～令和8年3月

	全部支給	一部支給
基本分(1子分)	月額 46,690円	月額 11,010円～46,680円
2子以降加算分	月額 11,030円	月額 5,520円～11,020円

※一部支給額は所得額等に応じて決定されます。

※受給資格者、その配偶者または同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合は、その年度の手当の一部または全部の支給が制限されます。

【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144 (直通)

「人権擁護委員の日」について

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間人で、地域の皆さんからの人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような様々な啓発活動を行っています。現在、約1万4000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されており、茨城町では4名の人権擁護委員が、人権相談や人権啓発活動を行っています。

【各種人権相談窓口】 ①みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

②こどもの人権110番 ☎ 0120-007-110

③インターネット人権相談(24時間受付) <https://www.jinken.go.jp/>

※①②相談時間：月曜日から金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

人権擁護委員による「特設人権相談所」を実施します

町では人権擁護委員の日にちなみ、「特設人権相談所」を実施します。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方々からの相談を受け付けます。

秘密は守られますので、一人で悩まずにご相談ください。

▶ 日時 令和7年5月22日(木) 午前10時から午後3時まで
(ただし、正午から午後1時までは行いません。)

▶ 場所 茨城町駒場庁舎 2階 第4会議室

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)

防災行政無線の放送内容の確認にご利用ください

登録制メール配信サービス

放送内容を、放送と同時にメールで配信します。

登録用二次元



防災行政無線テレフォンサービス

放送内容が、自動音声で流れます。

☎0800(800)8848(無料)

また、町ホームページにも放送内容を掲載しています。

【問合せ先】

総務課 防災・危機管理グループ

☎029(240)7125(直通)

「ここから」の健康相談(事前予約制)

町では、毎月第3水曜日(午前9時～11時30分)に健康相談の時間を設けています。自分や家族のこころ・からだの健康に関することなど、お気軽に町の保健師にご相談ください。ご希望の方は、お問い合わせください。

【予約・問合せ先】

健康増進課

☎029(240)7134(直通)

※妊産婦ならびに0歳から18歳までの子どもとそのご家族の方は、こども家庭センターへご相談ください。

【問合せ先】

こども課

☎029(240)7129

自動車税(種別割)の納期限は6月20日まで

自動車税(種別割)は、4月1日現在で自動車を所有(割賦販売契約の場合は使用)している方に課税されます。今年度の納期限は6月2日(月)です。

納期限までに、お近くのコンビニエンスストア、金融機関、郵便局又は県税事務所窓口で必ず納付してください。スマホ決済(納付書のQRコード読み取り)及び「地方税お支払いサイト」より、クレジットカードでの納付(決済手数料は納付金額により異なります。)も可能です。納付方法の詳細については、納税通知書に同封されているお知らせにてご確認ください。

※障害者手帳をお持ちの方は、一定の要件を満たす場合、納期限までの申請により減免される場合があります。

【問合せ先】

茨城県水戸県税事務所 収税第一課

所在地 〒310-0802

水戸市柵町1丁目3番1号

▼電話029(221)6605

▼受付時間 8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)

夏休みキャンプ教室 in 陸上自衛隊勝田駐屯地のお知らせ

陸上自衛隊勝田駐屯地では、夏恒例の「夏休みキャンプ教室」を開催いたします。自衛隊式のキャンプを体験して、夏休みの思い出を作りましょう。

▼日時 令和7年7月19日(土)

午前9時～20日(日)昼頃まで

(1泊2日)
▼場所 陸上自衛隊勝田駐屯地

▼募集人数

小学生と保護者合計70人程度

(応募者多数の場合は抽選)

▼参加費用 3,000円(お一人様)

▼内容 自衛隊テント設営、飯ごう炊さん、キャンプファイヤーなど

※内容については、天候等により変更する場合があります。

▼参加資格 県内在住の小学生(保護者1人の同伴が必要です。)

▼応募要領 参加希望者全員の①氏名(ふりがな)②生年月日③年齢④職業・学年⑤性別⑥住所⑦電話番号⑧食物アレルギー⑨留守家族電話番号を参加者全員分記入の上、〒312-18509 勝田駐屯地広報班あてに往復はがきで応募

▼応募締切 令和7年6月16日(月)必着

▼問合せ先 勝田駐屯地広報班

☎029(274)3211(内線29)または、施設学校ホームページをご覧ください。

「全国一斉女性の権利ホットライン」無料相談会のお知らせ

女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント)や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料相談を実施します。

これらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。

▼日時 令和7年6月24日(火)

午後1時～午後4時

▼相談方法 電話相談

☎029(233)6116
☎029(233)6117

(相談料無料。但し、電話料金はかかりません。右記電話番号は実施日時以外にご利用できません。)

▼主催 茨城県弁護士会・日本弁護士連合会

▼問合せ先 茨城県弁護士会
☎029(221)3501

「STOP THE 不法電波!」

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

《電波の3つのルール》

①無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。

②外国規格の無線機にはご注意ください。

③電波の利用には、原則、免許が必要ですが、

ルールを守らない不法無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかせます。

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使しましょう。

▼問合せ先 関東総合通信局

▼不法無線局による混信・妨害

☎03(6238)1939

▼テレビ・ラジオの受信障害

☎03(6238)1945